

## 第4章 生活の場における権利の保障

### 第1節 家庭における権利の保障

#### ●第12条 保護者の役割

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

本条は、子どもが生活する最も基本的な場である「家庭」における保護者の役割を規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

ここでは、条約において、「父母等は、児童の養育及び発達に対する第一義的な責任を有する」と規定していることを受け、保護者が、子どもの年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

子どもに権利を認めることは、子どもの言いなりにつながるのではないかという懸念がありますが、これは、権利の濫用、いわゆる我がままを認めるものではありません。仮に、濫用が生じたときは、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導、助言等を行うという大人の役割こそが求められます。

##### (2) 第2項関係

ここでは、家庭での子どもの意見表明について、保護者が、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、子どもの最善の利益は何かを判断し、発達の段階に応じて、これにこたえていく責任があることを規定しています。

なお、ここでは「意見」ではなく「思い」という表現を用いていますが、これは、子どもといっても、生まれたばかりの乳幼児から高校生まで、様々な年齢層に及ぶことから、特に、乳幼児、障がいのある子どもなど、言葉で意見を表明することが難しい子どもの場合を考慮に入れているためです。

## ●第13条 虐待及び体罰の禁止等

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

本条は、子どもにとって重大な権利の侵害である虐待及び体罰について、その禁止と、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済について規定しています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

ここでは、「児童虐待の防止等に関する法律<sup>6</sup>」において、禁止が明記されている虐待に加え、「しつけ」の名のもとで行われる体罰についても、子どもにいやしがたい傷を与える可能性があるとともに、それが、たとえ虐待とは言えなくても、継続することなどにより、虐待につながるおそれがあることから、これらを併せて禁止する規定を設けています。

#### (2) 第2項関係

ここでは、虐待について、市が迅速で適切な救済を行うことを規定しています。児童相談所を中心に、関係機関などと連携し、虐待を受けた子どもの保護や自立支援、心身のケアなどについて取り組むことが求められます。

なお、第2項では、体罰について、現実的に市が個別に対応を行うことは困難であるため、虐待のみの規定としています。しかしながら、市の各相談機関に体罰に関する相談が持ち込まれた場合は、児童相談所との緊密な連携のもと、迅速な対応が必要になると考えています。

<sup>6</sup> 児童虐待の防止等に関する法律：児童虐待が著しい人権侵害であり、児童の心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、平成12年に制定された。同法第2条では、児童虐待として、保護者による4つの行為（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及びネグレクト（養育の怠慢・拒否等））を規定しているほか、同法第6条では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないことが定められている。

## 第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

### ●第14条 施設関係者の役割

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

本条は、子どもの育ちや学びに大きなかかわりを持つ「育ち学ぶ施設」について、その施設にかかわる関係者（設置者、管理者及び職員）の役割を規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

ここでは、育ち学ぶ施設の関係者の役割として、子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

##### (2) 第2項関係

ここでは、「家庭における保護者の役割」と同様に、子どもの思いを受け止め、こたえていく役割を規定しています。育ち学ぶ施設においては、子どもと施設の職員との信頼関係がとても重要であり、どんな小さな悩みであっても、子どもが悩んでいるときには相談にのり、対話や声かけなど、職員から積極的に行動することが求められます。

### ●第15条 開かれた施設づくり

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

本条は、地域社会全体で子どもを育む関係をつくりあげることが求められていることから、育ち学ぶ施設において、設置者及び管理者が、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設づくりを推進することを規定しています。

### 【解説】

具体的な施設として、例えば、学校や児童会館は、家庭や地域との連携強化をより一層推進するなど、子どもや保護者、地域住民などに開かれた施設運営を行っていく必要があります。

また、札幌市教育委員会では、家庭や地域の信頼にこたえる、開かれた学校づくりを実現するため、児童生徒や保護者、地域住民による評価を含めた学校評価システムを実施しており、より一層の充実を図ることが求められます。

## ●第16条 いじめの防止

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

本条は、いじめが重大な権利の侵害の一つであることから、その防止と対処についての規定を設けています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

ここでは、いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼすことから、育ち学ぶ施設に勤務するすべての職員に対して、その防止に努めることを規定しています。

#### (2) 第2項関係

ここでは、施設関係者が、いじめた者といじめを受けた者双方の最善の利益を考慮し、問題の解決に当たる必要があることを規定しています。

いじめの問題は、子どもたちにとって最も大きな関心事の一つです。これまでも札幌市教育委員会では、いじめに関する調査やリーフレットの作成、スクールカウンセラーの学校への配置などの取組を実施していますが、これらの取組をより一層推進することが必要です。

また、子どもが、自分たちにかかわる様々な悩みなどを、子ども同士で考え、議論し、そして解決を目指していく機会を設けることも大切な視点です。このような取組などを通して、子どもたちの自立的な意識の醸成が図られ、結果的に、いじめ等の未然防止につながると考えられます。

## ●第17条 虐待及び体罰の禁止等

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

本条は、家庭と同様、育ち学ぶ施設においても、子どもの成長・発達に深刻な影響を及ぼす虐待と体罰についての禁止等の規定を設けています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

ここでは、育ち学ぶ施設に勤務するすべての職員に対して、虐待及び体罰の禁止を規定しています。

法令においても、育ち学ぶ施設の関係者は、学校教育法第11条において学校関係者による体罰の禁止が、また、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の3において児童福祉施設の長による懲戒を加える際の身体的苦痛の禁止が定められています。

#### (2) 第2項関係

ここでは、虐待、体罰を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済の必要性について規定しています。

## ●第18条 関係機関等との連携と研修

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

本条は、子どもの権利の侵害を防止し、救済するために必要となる関係機関等との連携と、研修についての規定を設けています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

ここでは、侵害の内容に応じて、育ち学ぶ施設のみで解決の努力をするだけでなく、児童相談所や各種相談機関、民生委員・児童委員、弁護士、医師など、関係機関等との連携に努めることを規定しています。

#### (2) 第2項関係

ここでは、これらの問題について、施設関係者が適切な対応を図るため、職員に対する研修の実施について規定しています。

## ●第19条 事情等を聴く機会の設定

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

### 【解説】

本条は、育ち学ぶ施設において、停学、退学又は退所、さらに、学校教育法第35条に定める義務教育段階における出席停止等の処分を行う場合には、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めることを規定しています。

### 第3節 地域における権利の保障

#### ●第20条 地域における市民及び事業者の役割

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

本条は、子どもの多様な体験機会を生み出す「地域」に着目して、市民及び事業者の役割を規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

ここでは、地域における市民の役割を規定しています。子どもは、地域において、子ども同士の交流や大人との多様なかかわりを通して、成長・発達していきます。一方、近年、都市化や核家族化の進行により、地域の人間関係が希薄化していると言われており、地域の教育力の復活が求められています。

このことから、民生委員・児童委員、青少年育成委員、町内会やPTA関係者をはじめとする地域住民が、子どもと積極的にかかわり、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

##### (2) 第2項関係

ここでは、事業活動や地域住民との交流など、地域の様々な場面で子どもに深くかかわっている事業者の役割として、雇用する子どもに対して、子どもの権利の保障に努めること、従業員が子どもの権利について理解を深めることを規定しています。アルバイト等での子どもの雇用や、塾など子どもを対象にした事業活動などが、その代表例となります。

## ●第21条 地域における子どもの居場所

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

本条は、地域の中での子どもの居場所づくりを、市民及び市の役割として規定しています。

### 【解説】

近年、都市化などの社会の変化に伴い、子どもの居場所が不足していると言われており、子どもたちが安心して休み、遊び、活動し、友だちを見つけ、人間関係を作り合うことのできる場が求められています。

ここでいう「居場所」とは、公園や児童会館等の公共施設など、いわゆるハード面の整備だけではなく、地域住民が中心になって作る人間関係、例えば、子どもが安心して話ができ、自分らしさを表現できるようなソフト面での環境整備なども含んでいます。

なお、札幌市では、放課後などに子どもが安全で健やかに活動できる場所の確保を図るため、既存の事業の効果的な運用や、必要性の高い施設の整備計画について定める「札幌市放課後子どもプラン」を平成20年8月に策定しました。ここでも、子どもにとっての居場所の重要性が述べられています。

## ●第22条 地域における自然環境の保全

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

本条は、札幌の豊かな自然環境を大切にし、良好な自然環境の保全に努めることを、市民及び市の役割として規定しています。

### 【解説】



札幌市では、環境問題に積極的に取り組んでおり、平成19年3月に、環境に配慮した行動が社会全体に定着し、次世代に継承されていくことを目的とした「札幌市環境教育基本方針」を策定したほか、平成20年6月には、市民一人ひとりがこれまで以上に地球環境保全に取り組んでいくことを明らかにする「環境首都・札幌」宣言を行い、世界に発信しています。

札幌の特徴である、豊かな緑や変化に富んだ自然に、子どもが身近なところで触れ合うことは、生き生きとした育ちにとっても大切なものであり、次世代へと引き継いでいくために、市民と市の行動が求められます。

### ●第23条 安全で安心な地域

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

本条は、地域における安全・安心を子どもに保障するために、市民及び市の役割を規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

ここでは、市民及び市が、関心を持って子どもを見守り、安全・安心な地域づくりに努めることを規定しています。

近年、各区、地域単位で子どもを見守るネットワークづくりが盛んになっており、この条例を契機に、一層その取組を活発にすることが求められます。

##### (2) 第2項関係

ここでは、子どもが自分自身を守るための知識や技能を身につけるために、市民及び市が、子どもが本来持っている能力を引き出すための支援を行うことを規定しています。

具体的な支援の例としては、地域における防犯講習会の実施、子どもたち自身による防犯マップの作成の補佐などが考えられます。

## 第4節 参加・意見表明の機会の保障

### ●第24条 子どもの参加等の促進

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

本条は、子どもが、自らの生活にかかわる様々な場面で、意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの健やかな成長・発達を支えることができ、また、大人とともに社会を構成するパートナーとして、札幌のまちづくりを進めることにつながるという視点から、子どもの参加等の促進を規定しています。

また、平成19年4月に施行された「札幌市自治基本条例」では、「市民が主役のまちづくり」を目指し、「情報共有」と「市民参加」を柱に、まちづくりの基本となる考え方が示されています。同条例でも、「市民及び市は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう配慮すること」が求められており、本節に定める参加・意見表明の機会の保障の各規定は、同条例を具現化する規定でもあります。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

ここでは、市の責務として、市政において、子どもの意見表明、参加の機会を設けることを規定しています。

札幌市では、これまで子ども議会<sup>7</sup>等を開催し、市政提案の場を設けてきましたが、今後もこのような機会を提供し、市政に子どもの意見を取り入れる取組を充実させる必要があります。

<sup>7</sup> 子ども議会：子ども自身が札幌のまちづくりについて考えることで、市政への参加と理解を深めるとともに、子どもの権利条約に定める意見表明権を体現する場として、平成13年度から開催している。小学校5年生から高校3年生までの約50人～70人が、10人程度の委員会に分かれて提案項目の検討を行い、子ども議会本会議において、札幌市に対して提案を行っている。

## (2) 第2項関係

ここでは、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者の役割として、施設の行事、運営等について、子どもの意見表明、参加の機会を設けることを規定しています。

例として、児童養護施設などにおける各種行事、学校における児童会や生徒会活動、クラブ活動等での意見表明や参加などが挙げられます。

## (3) 第3項関係

ここでは、地域における市民の役割として、芸術文化、スポーツ活動やお祭りなど、地域における様々な場面で、子どもの意見表明、参加の機会を設けることを規定しています。

### ●第25条 市の施設に関する子どもの意見

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

本条は、児童会館、動物園、公園など、子どもが利用する市の施設の設置や運営等について、子どもの参加を配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くことを規定しています。

#### 【解説】

札幌市では、子どもが利用する市の施設について、子ども自身の積極的な参加を進めています。

例えば、「わたしたちの児童会館づくり事業」として、現在、すべての児童会館・ミニ児童会館<sup>8</sup>に「子ども運営委員会」が設置されていますが、この「子ども運営委員会」では、利用上のルールづくりや愛称をつけるなど、子どもたちが意見を発表できる機会を増やし、地域への愛着や市民自治に対する関心を育むための取組を行っています。

今後、このような取組を、さらに様々な場面で推進していくことが必要です。

<sup>8</sup> ミニ児童会館 小学校の余裕教室等に開設する児童会館の呼称。

## ●第26条 審議会等への子どもの参加

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

本条は、市が設ける附属機関<sup>9</sup>を始めとした審議会等について、子どもの参加、意見表明の機会が配慮されることを規定しています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

ここでは、子どもにかかわる事項について審議会等を開催する場合は、可能な限り、子どもの参加について、市が配慮することを規定しています。

なお、「札幌市自治基本条例」においても、審議会等は、その設置の目的等に応じ、幅広い市民参加ができるように努めることが定められています。

#### (2) 第2項関係

ここでは、仮に、審議会等への子どもの直接的な参加が難しい場合であっても、審議会等において、アンケート調査等により、子どもの意見を聴くよう努めることを規定しています。

<sup>9</sup> 附属機関：専門家や市民の意見を行政に反映させるため、審査、諮問、調査、計画策定、連絡調整等を目的として、地方自治法第138条の4第3項、第202条の3の規定により、法律又は条例に基づいて設置される機関。また、附属機関と同様の目的を持って、要綱等に基づいて設置された合議制の機関として、「類似機関」もある。札幌市では、平成21年3月現在、96の附属機関及び類似機関が設置されている。

## ●第27条 子どもの視点に立った情報発信等

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

本条は、子どもの参加の促進を図るため、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めることを、市民及び市の役割として規定しています。

### 【解説】

子どもが自分にかかわることに参加し、意見を表明するためには、子どもが理解を深め、自分の意見を形成し、そして、それを正確に伝えられることが必要です。

このことから、子どもの参加等を促進する立場にある市民及び市は、子どもに関する施策や取組等について、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信を行うなどの支援を行う必要があります。

本条に伴う札幌市の具体的な取組としては、市の施策・事業についての子どもにも分かりやすいパンフレット等の作成、「さっぽろ市キッズページ<sup>10</sup>」の一層の充実などが挙げられます。

<sup>10</sup> さっぽろ市キッズページ 子どもが市役所ホームページをより利用しやすくなるよう、各局・区で作成している子ども向けページへのリンクをまとめたもの。平成20年11月に作成。子どもの権利や子ども議会についての情報のほか、札幌の自然や歴史、まちづくりを調べるページ、悩み相談のページ、学校や児童会館の案内などが含まれている。

## 第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

### ●第28条 お互いの違いを認め尊重する社会の形成

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

本条は、障がい、民族、国籍、性別等の子ども自身やその家族が置かれている状況を理由として、子どもが差別や不利益を受けないことを目的に、市民及び市の役割を規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

ここでは、市民の役割として、お互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努める責務を規定しています。

なお、例示として、障がい、民族、国籍、性別を挙げていますが、そのほか、宗教、言語、財産など、様々な要因での差別や不当な不利益が考えられます。

##### (2) 第2項関係

ここでは、市が、第1項で示しているそれぞれの状況に応じた差別や不当な不利益をなくし、又は解消するための取組を行う責務を規定しています。

### (3) 第3項第1号関係

第3項では、第2項で示している取組を行う際に配慮することとして、4点の例示をしています。

第1号では、障がいがあることによる差別や不利益をなくしていくため、外出する際の公共施設の利用に対する配慮、情報提供の工夫など、障がいのある子どもが尊厳を持って生活し、社会に参加することに配慮した取組を行うことを規定しています。

### (4) 第3項第2号関係

ここでは、アイヌ民族について理解し、社会全体での差別の解消を図るため、子どもたちが、アイヌ民族の生活、歴史、文化などを学び、表現することに配慮した取組を行うことを規定しています。

### (5) 第3項第3号関係

ここでは、市内にいる多様な国籍の子どもたち、国籍が日本でも生まれや育ちが外国であるため、十分に日本語を話すことができない子どもたちに対して、必要に応じた日本語の学びに関する保障と、自分の国、言語、文化などを学び、表現することに配慮した取組を行うことを規定しています。

### (6) 第3項第4号関係

ここでは、子どもが、「男の子だから、女の子だからこうしなければならない」といった、性別による固定的な役割分担にとらわれない考えを持つことができること、さらには、性同一性障がい者<sup>11</sup>など性的少数者に対する理解を深めることなど、子どもたちが多様な生き方を認め合うことに配慮した取組を行うことを規定しています。

---

<sup>11</sup> 性同一性障がい者 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）では、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者」と定義している。

## 第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

### ●第29条 保護者への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

本節では、子どもの育ちや成長にかかわる保護者や施設職員などが、ストレスに悩んでいては、子どもの権利を保障する責務を十分に果たすことが難しくなることから、これら子どもにかかわる大人に対して、必要な支援を行い、子どもの権利を間接的に保障することを規定しています。

本条は、保護者が安心して子育てをし、第一義的な責任者として養育責任を果たすことができるよう、市が必要な支援を行うことを規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

札幌市では、平成16年9月に、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援する指針となる「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画（さっぽろ子ども未来プラン）」を策定しました。

同プランでは、「子どもの輝きが全ての市民を結ぶまち」を基本理念とし、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策を総合的に定めています。同プランに基づき、すべての子育て家庭を対象とした全市的な子育て支援の展開や多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実を図る必要があります。

##### (2) 第2項関係

ここでは、事業所で勤務する従業員が、安心して子育てをすることができるよう、事業者に対して、子育てへの支援に配慮することを求めています。

札幌市では、従業員のワーク・ライフ・バランス<sup>12</sup>に配慮する職場環境づくりに取り組む企業への支援の充実を目指しており、事業者に対しても、ワーク・ライフ・バランスの一層の周知を図ることが必要です。

<sup>12</sup> ワーク・ライフ・バランス：やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。



## ●第30条 育ち学ぶ施設の職員への支援

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

本条は、子どもが多く時間を過ごす学校や施設など育ち学ぶ施設で勤務する職員に対して、施設の設置者及び管理者が支援を行うことを規定しています。

施設の設置者及び管理者は、この規定を念頭に置いたうえで、それぞれの裁量により、勤務する職員に対する支援に努めることが求められます。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

ここでは、職員が精神的にゆとりを持って、子どもと十分かかわることができるよう、施設の設置者及び管理者に必要な職場環境の整備を求めています。

#### (2) 第2項関係

ここでは、職員が子どもの権利について正しく学び、理解を深めることができるよう、研修の機会を設けることを、施設の設置者及び管理者に求めています。

## ●第31条 市民の地域での活動の支援

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

### 【解説】

本条は、子どもの権利の保障のために活動を行う市民に対して、市が、事業の開催などの連携を行うとともに、市民が地域で行う様々な子どもにかかわる活動について、情報提供など必要な支援を行うことを規定しています。